

サービス利用料金

令和8年6月～

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

《小規模多機能型居宅介護費》

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要介護1	10,458	110,332円	11,033円	22,066円	33,099円
	要介護2	15,370	162,154円	16,215円	32,430円	48,645円
	要介護3	22,359	235,887円	23,589円	47,178円	70,767円
	要介護4	24,677	260,342円	26,034円	52,068円	78,102円
	要介護5	27,209	287,055円	28,706円	57,412円	86,118円

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期利用	要介護1	572	6,035円	604円	1,208円	1,812円
	要介護2	640	6,752円	675円	1,350円	2,025円
	要介護3	709	7,480円	748円	1,496円	2,244円
	要介護4	777	8,197円	820円	1,640円	2,460円
	要介護5	843	8,894円	889円	1,778円	2,667円

《介護予防小規模多機能型居宅介護費》

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要支援1	3,450	36,398円	3,640円	7,280円	10,920円
	要支援2	6,972	73,555円	7,356円	14,712円	22,068円

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期利用	要支援1	424	4,473円	447円	894円	1,341円
	要支援2	531	5,602円	560円	1,120円	1,680円

※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

※ 小規模多機能型居宅介護費（同一建物以外）について、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合には、70/100に相当する単位数を算定します。

加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	317 円	32 円	64 円	96 円	1日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円	1日につき(7日以内) (短期利用の場合のみ)
認知症加算(Ⅰ)★	920	9,706 円	971 円	1,942 円	2,913 円	1月につき
認知症加算(Ⅱ)★	890	9,390 円	939 円	1,878 円	2,817 円	
認知症加算(Ⅲ)★	760	8,018 円	802 円	1,064 円	2,406 円	
認知症加算(Ⅳ)★	460	4,853 円	485 円	970 円	1,455 円	
若年性認知症利用者受入加算★	800	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円	1月につき
若年性認知症利用者受入加算	450	4,748 円	475 円	950 円	1,425 円	1月につき(介護予防)
看護職員配置加算(Ⅰ)★	900	9,495 円	950 円	1,900 円	2,850 円	1月につき
看護職員配置加算(Ⅱ)★	700	7,385 円	739 円	1,478 円	2,217 円	
看護職員配置加算(Ⅲ)★	480	5,064 円	506 円	1,012 円	1,518 円	
看取り連携体制加算★	64	675 円	68 円	136 円	204 円	1日につき
訪問体制強化加算★	1,000	10,550 円	1,055 円	2,110 円	3,165 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200	12,660 円	1,266 円	2,532 円	3,798 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,055 円	106 円	212 円	318 円	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円	1月につき(初回の算定から3月間)
口腔・栄養スクリーニング加算	20	211 円	21 円	42 円	63 円	1回につき
科学的介護推進体制加算	40	422 円	42 円	84 円	126 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,055 円	106 円	212 円	318 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	106 円	11 円	22 円	33 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	7,913 円	791 円	1,582 円	2,373 円	1月につき (小規模多機能型居宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	6,752 円	675 円	1,350 円	2,025 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	3,693 円	369 円	738 円	1,107 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	25	264 円	26 円	52 円	78 円	1日につき (短期利用居宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	21	222 円	22 円	44 円	66 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	127 円	13 円	26 円	39 円	

※ ★については、介護予防小規模多機能型居宅介護での算定はありません。

※ 初期加算は、当事業所に登録した日から 30 日以内の期間について算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断された利用者にサービスを提供した場合、7 日間を限度として算定します。

※ 認知症加算は、小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の更なる強化を図る観点から、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価するために算定します。

認知症加算(Ⅰ)は、新設。認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施することを(Ⅱ)の内容に追加することで算定します。

認知症加算(Ⅱ)は、新設。認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が 20 人未満の場合は 1 以上、20～29 人の場合は 2 以上を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者(日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする)に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合に算定します。

認知症加算(Ⅲ)は、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者(日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする)に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。

認知症加算(Ⅳ)は、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ(周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする)に該当する要介護2の利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。

- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 看護職員配置加算は、看護職員について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 看取り連携体制加算は、看護師により24時間連絡できる体制を確保し、看取りに関する指針の内容を利用者や家族に説明し、同意を得た上で看取り期におけるサービスを行った場合に算定します。
- ※ 訪問体制強化加算は、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に算定します。
- ※ 総合マネジメント体制強化加算は、小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するために算定します。(Ⅰ)は新設となり、日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。必要に応じて多様な主体が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。地域住民等、他事業所と共同で事例検討会、研修等を実施していることを(Ⅱ)の内容に追加することで算定します。
(Ⅱ)は、個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等と交流を図り、利用者の状況に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していることで算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、当事業所の計画作成責任者が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、訪問リハビリテーション事業所等が利用者の居宅を訪問する際に、当事業所の計画作成責任者が同行する等、利用者の状態評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのA D L値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を(介護予防)小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやI C T等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの

活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提示を評価する新たな加算になります。生産性向上推進体制加算（Ⅰ）は、上記の（Ⅱ）を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認されたうえで、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価することで算定します。

- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して（介護予防）小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数の 171/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数の 186/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数の 168/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数の 183/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 156/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 128/1000					

- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。なお、介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価（5級地 10.55 円）を含んでいます。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

①食事の提供に 要する費用	朝食 350 円/回 昼食 700 円/回 おやつ 70 円/回 夕食 700 円/回
②宿泊に要する費用	2,400 円
④レクリエーション クラブ活動	実費/回
⑤複写物の交付	10 円/枚
⑥洗濯代（洗濯機使 用料等）	普通 100 円/回 シーツや毛布、汚れがひどいもの 300 円/回
⑦不織布マスク	20 円/枚
⑧冷暖房（光熱水） 費	100 円/通いサービス 1 回につき

私は、本書面に基づいて事業者から、重要事項説明書の「5 当事業所が提供するサービスと利用料金」の項目に該当するサービス利用料金について説明を受けました。

令和 年 月 日

本人住所

本人氏名

印

代理人住所

代理人氏名

印